平成２２年（フ）第１２４０８号
埼玉県さいたま市西区大字西遊馬1382―１―301
債務者　東島　和也
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５２７号
東京都八王子市中野山王３丁目16―１―608
債務者　新井　祥平
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７０号
東京都町田市小川３丁目６―７―105
債務者　渋澤れい子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８３号
東京都板橋区前野町２丁目29―７―104
債務者　本田つかさ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８７号
東京都東久留米市本町１丁目４―43―306
債務者　武岡　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６２１号
東京都港区芝公園２丁目９―11―１Ｆ
債務者　濱上　亮一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８１号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目48―９
債務者　佐々木　暁
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８２号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目48―９
債務者　佐々木八重子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽5176―１　キャビンイースト102
債務者　青木　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第９１８１号
東京都足立区大谷田１丁目40―９
債務者　石塚　智教
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１２号
静岡県浜松市中区小豆餅２丁目７番13号　セジュール小豆餅202号
債務者　小林　怜美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長崎県松浦市調川町平尾免326番地
債務者　川久保修一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
北海道帯広市西17条南４丁目６番７号
債務者　石河　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
北海道上川郡清水町御影東３条２丁目６番地１
債務者　中橋　豊子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
北海道足寄郡足寄町西町７丁目１番地92
債務者　今村　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
北海道帯広市西16条南１丁目26番10号
債務者　長谷川美代
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係